

## 熊本県登録販売者試験委員会設置要項

### (設置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施に関する事務を行うため、登録販売者試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 試験問題の決定に関すること。（九州地区登録販売者試験委員会で作成したものの最終決定）
- (2) 受験者の合否判定に関すること。
- (3) その他試験の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、健康福祉部職員を委員として組織する。

2 前項の委員の定数は、6名以内とする。

3 委員会に委員長を置く。

(1) 委員長は、健康福祉部健康局長をもって充てる。

(2) 委員は、薬務衛生課長、薬務衛生課課長補佐、薬事班長及び監視麻薬班長をもって充てる。

### (委員会)

第4条 委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員会を開催するいとまがない場合は、持回り審議をもって委員会の決議にかえるものとする。

### (事務局)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部健康局薬務衛生課で処理する。

### (雑則)

第6条 この要項で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

### 附 則

この要項は、平成20年5月7日から施行する。

この要項は、平成23年6月17日から施行する。

この要項は、平成26年6月12日から施行する。

この要項は、平成27年7月16日から施行する。